

平成 30 年 9 月 3 日

国立大学法人琉球大学
学長
大城 肇 様

医療法施行規則（昭和23年厚生労働省第50号）第9条23第9項に基づき、外部監査を実施しましたので、別紙のとおり報告申し上げます。

琉球大学医療安全監査委員会

委員長 栗原 慎太郎
委員： 赤嶺 真也
委員： 儀間 小夜子
委員： 矢野 恵美
委員： 嘉目 克彦

平成30年度第1回琉球大学医療安全監査委員会 報告書

1. 監査の方法

国立大学法人琉球大学医療安全監査委員会規程（平成29年3月30日規程第18号、改正平成29年4月24日規程第40号）に基づき、琉球大学医学部附属病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの説明の聴取、ならびに資料の閲覧等によって監査を実施しました。

- ・日 時： 平成30年7月6日（金曜日）10:00～11:30
- ・場 所： 琉球大学医学部 管理棟3階 大会議室ほか
- ・委員長： 栗原 慎太郎（長崎大学病院安全管理部、副部長）
- ・委 員： 赤嶺 真也（赤嶺真也法律事務所、弁護士）
- ・委 員： 矢野 恵美（琉球大学大学院法務研究科 教授）
- ・委 員： 嘉目 克彦（琉球大学 監事）
- ・欠席委員： 儀間 小夜子（NPO法人こども医療支援わらびの会 事務局長）

2. 監査の内容及び結果

下記の特設機能病院の承認要件に関する対応状況についてはすでに体制の整備と運用の開始を確認しているため、前回監査委員会以後の運用実績の確認のみを実施した。

- ①医療安全管理責任者等の配置
- ②専従医療安全管理担当者の配置
- ③医療安全管理部業務
- ④インフォームドコンセント・診療録管理
- ⑤マネジメント層向けの研修
- ⑥監査委員会による外部監査
- ⑦患者相談窓口
- ⑧内部通報窓口
- ⑨特定機能病院間の相互ピアレビュー
- ⑩全死亡報告

⑪高難度新規医療技術および未承認新規医薬品等の導入について

⑫職員研修他

3. 院内ラウンドの実施

琉球大学医学部附属病院薬剤部の内服薬および注射剤の外来、入院における払い出しにおいて、誤認や払い出し間違いを防ぐ対策をどのように実施しているか、実際の業務フローに従って医療従事者でなくてもわかるように説明をいただいた。

琉球大学医学部附属病院の薬剤の業務フローは制限がある中で、医療事故を防ぐために適正に実施されていることを参加した委員全員で確認した。

4. 総括

琉球大学医学部附属病院の医療安全に係る業務について平成29年度に2回、医療安全監査委員会を開催し、特定機能病院承認要件の改定に伴う医療安全に関する体制の整備状況やその運用の実態について監査を終了している。今回は前年度の体制や運用が継続して実施されていることや大きな変更点がないことを確認し、さらに実際の会議議事録を確認して、実態の調査を行い、問題のないことを確認した。

前年度の監査においても、病院長をはじめとする病院幹部と医療安全管理部門の連携の下医療安全文化の熟成を確認していたが、本年度も体制の大きな変更なく、同様に医療安全管理への病院全体の積極的な関与を確認できた。

高難度新規医療技術および未承認新規医薬品等評価委員会は、琉球大学医学部附属病院において特徴的な取り組みであるが、本年度はロボット支援手術の適応の拡大に伴い、会議への提出件数が増加しており、今後はこれらの実施後のモニタリング状況について確認する必要があると考えられた。

ひとつだけ改善の要望事項としては、医療安全管理に関する研修会の受講履歴の管理方法によって、年2回以上の出席を達成していない職員がいるようにみえるため、実際の受講対象と実績の整理をお願いしたい。

薬剤部のラウンドでは、薬剤部や医療安全管理部門のような組織横断的部門以外では、医療従事者であってもみることの少ない薬剤の払い出しに伴う医療事故防止対策の状況について時間を掛けて説明いただき、実際に患者さんからは見えないところで様々な対策を講じており、さらの業務の全般にわたって対策が網羅されていることを出席委員全体で確認した。

最後に病院長より、地域住民への安心・安全な医療の取り組みについて理解を深める行動やコミュニケーションをますます改善することへの言及があり、平成30年度第一回医療安全監査委員会を終了した。

今後も引き続き、医療安全管理体制の充実、適正な運用に取り組み、安心・安全な医療を追求していただきたいと思います。

平成30年9月3日

国立大学法人 琉球大学医療安全監査委員会

栗原 慎太郎

赤嶺 真也

儀間 小夜子

矢野 恵美

嘉目 克彦